

合同会社クナウトラベル北海道

国内手配旅行 旅行条件書

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 手配旅行契約

- (1) この旅行は、合同会社クナウトラベル北海道（北海道帯広市西16条北1丁目25-44、北海道知事登録旅行業第2-875号。以下「当社」といいます。）が手配する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結することになります。
- (2) 「手配旅行契約」（以下、「旅行契約」といいます。）とは、当社が、お客様のご依頼により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下、「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約を言います。
- (3) 当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供について契約を締結出来なかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、当社所定の旅行業務取扱料金（以下、「取扱料金」といいます。）をお支払いいただきます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1) 旅行のお申し込みは、当社所定の申込書に所定事項をご記入の上、所定の申込金を添えてお申し込みください。申込金は、旅行費用、取扱料金または、取消料その他お客様が当社に支払うべき金銭の全部または一部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領した時に成立するものといたします。
- (3) 当社は、本項(2)にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、契約の成立時期は、当該書面に明記します。
- (4) 運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする旅行契約にあつては、口頭によるお申し込みを受け付けることがあります。この場合、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

3. お申し込み条件

- (1) お申し込み時点で18歳未満の方は保護者の同意書が必要です。
- (2) 慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。
- (3) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (4) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (5) その他当社の業務上の都合により、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払いと変更

- (1) 旅行代金（運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金の合算額をいいます。）は旅行出発前の当社が指定する日までにお支払いください。
- (2) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金を変更することがあります。この場合、旅行代金の増額又は減額は、お客様に帰属します。

5. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当該旅行契約の内容の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。
- (2) 旅行契約内容変更のために、運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料があるときは、これをご負担いただくほか、変更手続をすることの対価として当社所定の変更手数料をお支払いいただきます。

6. 旅行契約の解除

- (1) お客様は下記費用をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① お客様がすでに提供を受けられた旅行サービスに係る費用
 - ② お客様がまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料、その他旅行サービス提供機関に支払う費用
 - ③ 当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金
- (2) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になった場合、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社はお客様が既に受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて払い戻しいたします。
- (3) お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払われないとき、又はお客様が第3項(3)～(4)の何れかに該当することが判明したとき、当社は旅行契約を解除することがあります。この場合、(1)に定めた料金をお支払いいただきます。

7. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループの契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

8. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 手荷物について生じた損害については損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り旅行者1名につき15万円を限度として（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます）賠償いたします。
- (3) お客様が、次に例示するような事例により損害を被られた場合は、原則として当社は責任を負いません。
天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、運送機関の遅延・不通・旅行サービス期間の争議行為、又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、および自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

9. お客様の責任

- (1) 当社は、お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）の規定を守らなかったことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めねばなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に万が一、契約書面に記載された旅行サービスと異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

10. その他

- (1) 当社は、いかなる場合も旅行の再実施は致しません。
- (2) この条件書に記載のない事項は、当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 当社の個人情報保護方針及び個人情報のお取扱いにつき同意をいただいたうえで、お申し込みください。なお、お客様の個人情報については、お客様との連絡に利用させていただくほか、旅行手配やその他の手続きに必要な範囲内で運送機関・宿泊機関および保険会社、土産店等に提供します。また、当社商品・サービス等のご案内、アンケートのお願い、統計資料等の作成にお客様の個人情報を利用して頂く事があります。
- (2) 団体・グループを構成する旅行者の代表（契約責任者）のお客様は、個人情報の第三者提供が行われることについて、構成者（同行者）本人の同意を得るものとします。
- (3) このほか当社の個人情報の取り扱いに関する方針等についてホームページ（<https://slow-life-hokkaido.com/ja/privacy>）をご確認ください。

【旅行企画・実施】

合同会社クナウトラベル北海道
北海道知事登録旅行業第2-875号
国内旅行業務取扱管理者：外山暁子
〒080-0046 北海道帯広市西16条北1丁目25-44
(一社) 全国旅行業協会 (ANTA) 正会員

【予約販売・お問い合わせ先】

株式会社クナウパブリッシング
 Slow Travel HOKKAIDO
北海道知事登録旅行業者代理業第151号
国内旅行業務取扱管理者：猿渡亜美
〒080-0046 北海道帯広市西16条北1丁目25-21
TEL：0155-38-4188 FAX：0155-34-1287
E-mail：slh@slow-life-hokkaido.com